

妊婦と子どもの予防接種

接種時に亀山市に住民登録がある人が対象となります

定期予防接種

問合せ・申請窓口

母子保健グループ (☎0595-98-5003)

乳幼児 児童 生徒	接種場所	予防接種実施医療機関(三重県内) ※県外で予防接種を希望される方は接種前にお問合せください。
	持ち物	予診票(亀山市のもの)・本人確認書類・母子健康手帳 ※出生届出の時にお渡しする「赤ちゃんすくすく」に予診票セットが入っています。 ※RSウイルスワクチンについては、母子健康手帳交付時にお渡しします。 ※予診票を紛失した場合は、母子健康手帳を持参のうえ、母子保健グループへお越しください。 ※長期にわたる重篤な疾患等により、定期接種の対象期間内にできなかった場合でも、定期接種として対応できることがあります。接種前にお問合せください。

	予防接種の種類	接種回数	対象年齢	接種が望ましい年齢	備考	
妊婦	RSウイルス	1回	妊娠28週0日-36週6日			
	ロタウイルス	ロタリックス	2回	出生6週以上24週未満	初回: 生後2か月から 出生14週6日まで	
		ロタテック	3回	出生6週以上32週未満		
	小児用肺炎球菌	1~4回	生後2か月~ 5歳未満	初回接種開始 生後2~7か月	接種開始時期によって、 接種回数が異なります。	
	5種混合 Hib(ヒブ)・ジフテリア・百日 せき・破傷風・不活化ポリオ	1期初回	3回	生後2か月~	生後2か月~1歳未満	
		1期追加	1回	7歳6か月未満	1期初回終了後、1歳~1歳6か月未満	
	B型肝炎	3回	1歳未満	生後2~9か月		
	BCG	1回	1歳未満	生後5~8か月		
	MR (麻疹・風しん)	1期	1回	1歳~2歳未満		1歳になったら、 早めに接種しましょう。
		2期	1回	<令和8年度対象者> (いわゆる年長児) 令和2年4月2日~令和3年4月1日生	<接種期間> 令和8年4月 1日~ 令和9年3月31日	
水痘(みずぼうそう)			1歳~3歳未満	初回:1歳~1歳3か月未満 追加:初回接種後、6か月~1年まで		
日本脳炎	1期初回	2回	生後6か月~	3歳		
	1期追加	1回	7歳6か月未満	4歳		

	予防接種の種類	接種回数	対象年齢	接種が望ましい年齢	
児童・生徒	日本脳炎	2期	1回	9歳~13歳未満	9歳
	DT(ジフテリア・破傷風)	2期	1回	11歳~13歳未満	11歳
	HPV(子宮頸がん予防)	2~3回		小学6年生~高校1年生 相当の年齢の女子	

日本脳炎の予防接種が完了していない人へ
平成7年4月2日~平成19年4月1日
生まれの20歳未満の人で、合計4回の
予防接種が終了していない場合は、母
子保健グループへご連絡ください。

妊婦さんのRSウイルスワクチンについて

RSウイルス感染症は、RSウイルスに感染することによって起こる呼吸器の感染症です。感染力が高く、新生児や乳幼児が感染すると、症状が重くなる可能性があります。RSウイルスワクチンは、妊婦さんに接種することで、お母さんの体内で抗体が作られ、その抗体が胎盤を通じて赤ちゃんに移行します。

接種時期	妊娠28週0日~36週6日
接種場所	三重県内の医療機関 ※かかりつけの産科医療機関に 相談し接種してください。

詳しくはこちらを
ご覧ください。



厚労省ホームページ

おとなの予防接種

問合せ・申請窓口
健康推進課 健康増進グループ
(☎0595-84-3316)

接種時に亀山市に住民登録がある人が対象となります

定期予防接種

接種場所 / 三重県内の実施医療機関

対象疾病	対象者	自己負担金	通知方法
肺炎球菌感染症 (20価)	過去に肺炎球菌ワクチン20価および23価の接種を受けたことがない①又は②に該当する人 ①満65歳の人 ②満60歳～満64歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり身体障害者手帳1級をお持ちの人	3,500円	①誕生日の前月に予診票を送付 ②令和8年3月末に予診票を送付済み
带状疱疹	過去に带状疱疹ワクチンの接種を受けたことがない ①、②、③のいずれかに該当する人 ①令和8年度中に65歳になる人 ②満60歳～満64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳1級をお持ちの人 ③経過措置として、令和8年度中に70、75、80、85、90、95、100歳になる人	生ワクチン 3,000円	令和8年3月末に対象者に予診票を送付済み
		不活化ワクチン 7,000円 / 回	
季節性インフルエンザ	①満65歳以上の人 ②満60歳～満64歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり身体障害者手帳1級をお持ちの人	1,500円	接種時期については市広報等でご確認ください。
新型コロナウイルス感染症		5,000円	

任意予防接種

接種場所 / 全国の実施医療機関

対象疾病	対象者	助成回数	助成上限額
肺炎球菌感染症 (20価、23価)	過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがない人、または、前回の接種から5年以上経過し、病気や治療のために医師が接種を必要と認めた人(医師意見書の添付が必要。20価肺炎球菌予防接種者および定期接種の対象者は除く)	1回	3,000円
带状疱疹	過去に带状疱疹ワクチンの接種を受けたことがない昭和37年4月2日以降生まれで、接種時満50歳以上の人(満60～64歳の定期接種の対象者は除く)	生ワクチン1回	4,000円
		不活化ワクチン2回	11,000円 / 回
季節性インフルエンザ ※助成開始および申請期間については市広報等でご確認ください。	①下記の手帳の交付を受けている人 ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ②医師からインフルエンザにかかるると重症化すると判断された人(医師意見書の添付が必要)	1～2回	1回目 1,200円
			2回目 800円

任意予防接種の助成対象期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

市内で接種する場合

申請不要

市外で接種する場合

申請必要

接種料金から助成額を差し引いてお支払いください。

※助成金の申請は不要です。
※市内接種医療機関については、45ページをご確認ください。
※接種費用は、接種医療機関にご確認ください。

申請書等の必要書類をお渡しますので、**接種前**に、担当課へご連絡ください。

助成申請期限 令和9年3月31日(水)

令和7年度から帯状疱疹ワクチンが定期接種となりました

市内予防接種
実施医療機関

45
ページ

帯状疱疹は、痛みを伴う皮膚の病気です

- 帯状疱疹は、水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水疱(水ぶくれ)が現れる皮膚の病気です。
- 合併症の一つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともあります。

帯状疱疹ワクチンは2種類あります

- 帯状疱疹ワクチンには2種類あり、接種方法や、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なりますが、**いずれのワクチンも、帯状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。**

ワクチンの特徴

	生ワクチン(阪大微研)	不活化ワクチン(GSK社)
接種方法	皮下に接種	筋肉内に接種
接種回数と間隔	1回	2回(2か月以上の間隔をあける)※
接種条件	病気や治療によって、免疫の低下している方は接種できません	免疫の状態に関わらず接種可能

※病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。

帯状疱疹に対するワクチンの予防効果

	生ワクチン(阪大微研)	不活化ワクチン(GSK社)
接種後1年時点	6割程度	9割以上
接種後5年時点	4割程度	9割程度
接種後10年時点	—	7割程度

注 帯状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で、生ワクチンは6割程度、不活化ワクチンは9割以上と報告されています。
厚生労働省作成チラシ引用

予防接種健康被害救済制度について（定期予防接種）

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。定期予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

医薬品副作用被害救済制度について（任意予防接種）

「医薬品副作用被害救済制度」とは、患者さんに生じた医薬品による副作用に対して救済・給付を行う公的な制度です。医薬品を適正に使用したにもかかわらず、その副作用により入院治療が必要になるほど重篤な健康被害が生じた場合などに、医療費や年金などの給付を行っています。給付の請求は、健康被害を受けたご本人またはそのご遺族が直接PMDA(医薬品医療機器総合機構)に対して行います。